規制除外車両事前届出制度

大規模災害発生後、速やかに「緊急交通路」を通行する必要がある車両

（1）　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

（2）　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

（3）　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

（4）　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

は、「規制除外車両の確認事務」が必要となります。

この確認事務の一部を事前に済ませておく制度が

「規制除外車両事前届出制度」

であり、大規模災害発生時には優先して確認標章が交付されるものです。

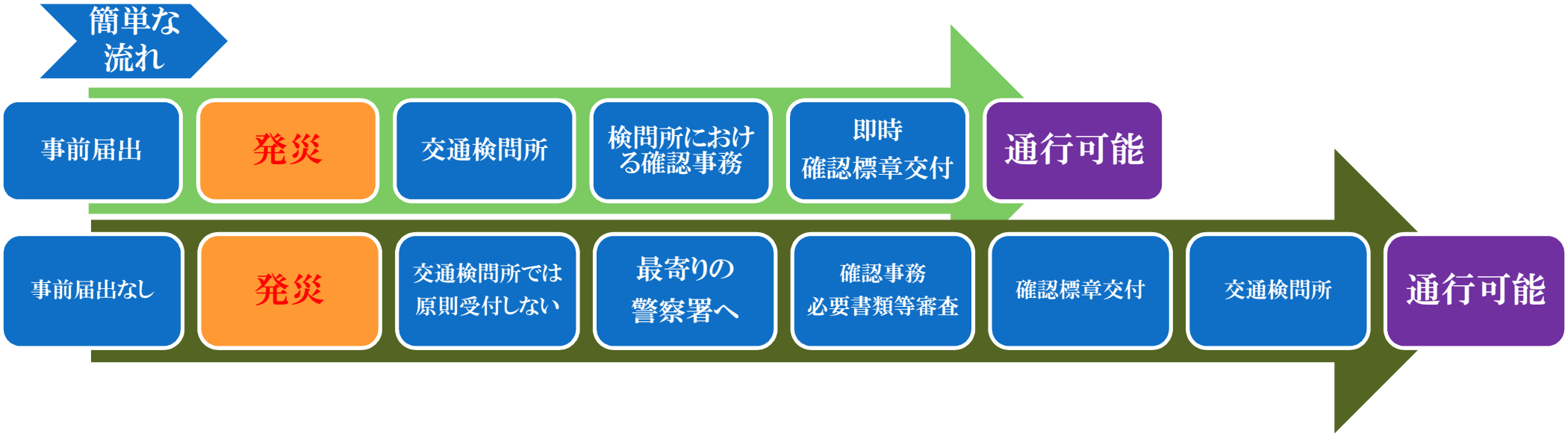

事前届出要領(規制除外車両)

届出者

・緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）

受付窓口

・原則として、自動車検査証記載の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署
・受付時間：月曜日～金曜日の午前9時～午後0時、午後1時～午後4時(閉庁日を除く)

必要な書類

・規制除外車両事前届出書(用紙は各警察署の窓口で交付しています)
・届出車両の自動車検査証の写し
・届出車両が個人名義の場合は、届出者と個人の関係を疎明する書類
・業務内容を疎明する書類

○医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
○使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
○患者搬送用車両の写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの)
○建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両の写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理し、写真は重機を積載した状況のものとする。

規制除外車両事前届出書

別記様式第３

災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　番
	氏名	
出発地		

（注）この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。

災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

第　号

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

長崎県公安委員会　印

（注）１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2) 規制除外車両が廃車となったとき。
(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

廃車、再交付の場合

・緊急通行車両の手続に同じ

記載要領

※　届出済証の交付は、警察署における審査後(数日後)となります

別記様式第３

災害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

○○　年　○　月　○　日
警察署への届出日を記載

長崎県公安委員会　殿

届出者住所　法人住所
（電話）　○○○－○○○○
氏名　法人名　○○会社
代表取締役　○○　○○

番号標に表示されている番号		自動車検査証記載の自動車番号標 長崎○○　○　○○－○○(県外ナンバー不可)
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		できる限り具体的に記載する 例示 医師の搬送　患者搬送 医薬品の搬送　道路啓開作業　等
使用者	住　所	自動車検査証に記載された住所を記載 （○○○）○○○局○○○○番
	氏名又は名称	自動車検査証に記載された使用者名を記載 ※名義変更が未済の場合は実際の使用者を記載
活動地域		自動車検査証記載の「使用の本拠」の市町村名を記載

（注）　この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。

災害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

第　　号

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

長崎県公安委員会　　印

（注）１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。